

## 侵害行為の立証の容易化のための方策について（15.11.10）

### 第1 議論の方向性

- ・ 文書提出命令における文書提出義務の範囲
  - ・ 文書提出命令において、営業秘密を含む文書の提出範囲はどうあるべきか。
- ・ インカメラ審理における文書の開示
  - ・ インカメラ審理手続における文書の開示など手続規定の整備はどうあるべきか。
- ・ 訴訟において開示された営業秘密保護の方策
  - ・ 営業秘密の開示を受けた者に対する秘密保護手続の整備はどうあるべきか。
- ・ 営業秘密保護が問題となる事件の非公開審理
  - ・ 公開停止の要件・手続を法律に規定することの可否等についてどう考えるか。

## 第2 具体案の提示

### 1 秘密保持命令（仮称）等について

【具体案】～インカメラ審理での手続保障を図りつつ、秘密保持命令（仮称）により営業秘密の保護を図る案～

秘密保持命令（仮称）や公開停止の手続規定を整備することで、営業秘密を含む文書が提出されやすくなるようにする。

当事者等が、インカメラ審理のために提示された文書等の開示を受けることができることとする。（注1）（注2）

訴訟に営業秘密が現れている場合（注3）、裁判所は、当事者の申立てにより、当事者等に対し、訴訟追行以外の目的での当該営業秘密の使用及び当該命令を受けていない者への開示を禁止する秘密保持命令（仮称）を発令することとする。この秘密保持命令（仮称）違反に対しては、所要の罰則を科す。（注4）

（注1） 当事者が法人である場合には、開示を受け得る者は法人の代表者又は法人の役員、代理人、使用人その他の従業者のいずれかになると考えられる。その場合、運用によっては、申立人（法人）は開示を受けずに、その訴訟代理人だけが開示を受けることも可能となる。

（注2） 第三者の専門家がインカメラ審理に参加できることとする案については、対象となり得る専門委員を創設する法律（民事訴訟法の一部改正法）がまだ施行されていないこともあり、今後の検討課題とすることが適当と考えられる。

（注3） 「訴訟に営業秘密が現れている場合」としては、取り調べられた証拠又は取り調べられるべき証拠に営業秘密が含まれている場合のほかに、準備書面等に営業秘密が記載されている場合も考えられる。

（注4） 秘密保持命令（仮称）が発令されるのは、当該営業秘密が当事者等が当該訴訟の過程において初めて知り得たものである場合に限られるものと解され、訴訟外で営業秘密を不正の手段により取得した者に対する損害賠償請求訴訟（不正競争防止法第2条第1項第4号、第4条）等のように、当該営業秘密が相手方当事者が当該訴訟の過程において初めて知り得たものでない場合は、秘密保持命令（仮称）が発令されるべき場面ではないものと解される。後者の場合には、相手方当事者が既に取得している営業秘密を第三者に開示することの禁止等は、正に当該訴訟そのものによって請求すべきものだからである。

< 具体案についての議論の際の視点 >

( 1 ) インカメラ審理の手続規定の整備

インカメラ審理の手続規定の整備の検討に当たっては、例えば次のような事項を考慮する必要があると思われる。

上記において、インカメラ審理で開示を受け得る者としては、文書提出命令の申立人が法人である場合、法人の代表者、法人の役員、代理人、使用人、その他の従業者、訴訟代理人又は補佐人を相手方とすることが考えられるが、これについてどのように考えるか。

インカメラ審理で所持者から提示された文書の開示は、裁判所の裁量により、相当と認められる者に開示するとすることはどうか。

( 2 ) 秘密保持命令（仮称）の規定の新設

秘密保持命令（仮称）の規定を新たに設けることを検討するに当たっては、例えば次のような事項を考慮する必要があると思われる。

秘密保持命令（仮称）が発令される前に、秘密保持命令（仮称）の名宛人に反論の機会を保障する必要があるか。保障する必要があるとすると、秘密保持命令（仮称）が発令される以前に相手方が営業秘密を知り得ることになることについてどのように考えるか。保障する必要があるとすると、刑事罰で秘密保持命令（仮称）を担保することが正当化され得るか。

秘密保持命令（仮称）の発令により名宛人が禁止される行為としては、訴訟追行以外の目的で当該営業秘密を使用する行為、秘密保持命令（仮称）を受けていない者に当該営業秘密を開示する行為を禁止することでよいか。

営業秘密の記載のある文書が書証として提出される場合のほか、例えば、主張段階においても、営業秘密が、訴状・答弁書・準備書面等に記載されることが考えられ得るが、立証段階とは別に、主張段階における秘密保持命令（仮称）による手当ての必要性についてどのように考えるか。

秘密保持命令（仮称）に違反した場合の制裁としては、刑事罰とすることについてどのように考えるか。秘密保持命令（仮称）に違反する罪は親告罪とすることはどうか。法人の従業員等が秘密保持命令（仮称）の罪を犯した場合に両罰規定を設けることについてはどのように考えるか。

( 3 ) 秘密保持命令（仮称）の効力が存続する期間をどう定めるべきか。

【具体案】

訴訟終了後も，秘密保持命令の名宛人となった者等からの申立てにより，命令の取消しの決定がされない限り，命令の効力が継続するものとする。

< 具体案についての議論の際の視点 >

秘密保持命令（仮称）を刑事罰で担保するためには，その存続期間が一義的に明確であることが望ましいと考えられる一方で，営業秘密の要件を満たす限り，秘密保持命令（仮称）による保護の必要性がある。この両者の調整を図る規定としては，民事訴訟法第92条第3項は，営業秘密等に基づく訴訟記録の閲覧制限について，その決定が取り消されない限り効力を有するとしていることが参考になる。

取り消されない限り秘密保持命令（仮称）の効力が継続するものとするとして，命令を受けている者は，営業秘密の管理者ではないため，営業秘密の要件を満たさなくなっただけを知ることが困難であると考えられるが，これについては，営業秘密の要件を満たすことの立証責任を営業秘密の保持者側に負わせることでバランスを取ることができるのではないかと考えられる。

秘密保持命令（仮称）を刑事罰で担保するとした場合，取り消されない限り効力が継続することとの関係をどのように考えるか。

## 2 公開停止規定の整備について

### 【具体案】

#### 【考えられる要件】

不正競争による営業上の利益の侵害や特許権等の侵害に係る訴訟において、当事者等が訴訟の目的である不正競争による営業上の利益の侵害や特許権等の侵害の有無に係る判断の基礎となる事項であってその保有する営業秘密に係るものについて尋問を受ける場合に、裁判官の全員一致の決定により、次の及びの要件に該当すると認めるときは、当該事項の尋問に限定して、これを公開しないで行うことができることとする。

その当事者等が公開の法廷で当該事項について陳述をすることにより、その営業秘密としての非公知性・秘匿性が失われ、これによりその当事者の当該営業秘密に基づく事業活動に著しい支障が生ずることが明らかである〔その当事者の当該営業秘密に基づく事業活動の継続が困難になることが明らかである〕ことから当該事項について十分な陳述をすることができないという真にやむを得ない事情があること。

当該陳述を欠くことにより他の証拠のみによっては当該営業秘密を判断の基礎とすべき不正競争による営業上の利益の侵害又は特許権等の侵害の有無について適正な裁判をすることができないという現に誤った裁判がさせるおそれがあること。

#### 【考えられる手続】

上記要件に該当するか否かの適正な判断を担保するため、裁判所は、公開停止の決定をするに当たっては、営業秘密の内容の確認やその特定のために、あらかじめ当事者の意見聴取等の手続を規定する。

上記要件に該当するか否かを判断するための審理において営業秘密の保護を担保するため、インカメラ審理に類する規定を設けるものとする。

裁判所は、当該事項の尋問を公開しないで行うときは、公衆を退廷させる前に、その旨を理由とともに言い渡さなければならないものとする。当該事項の尋問が終了したときは、再び公衆を入廷させなければならないものとする。

(注) 公開停止の下で行われた尋問の結果について、傍聴人から営業秘密が漏洩することを防止するための方策として、当該尋問に現れた営業秘密も秘密保持命令(仮称)の対象とすることが考えられる。

< 具体案についての議論の際の視点 >

裁判の公開原則を定める憲法第 8 2 条との関係、特に例外的な公開停止を認める同条第 2 項の「公の秩序……を害する虞」の要件との関係について、どのように考えるか。

「当該営業秘密に基づく事業活動に著しい支障が生ずることが明らかであること」（又は「その当事者の当該営業秘密に基づく事業活動の継続が困難になること」）を公開停止の要件とすることについてどのように考えるか。

インカメラ審理に類する規定を設けることについては、人事訴訟法第 2 2 条には規定されていない手続であるが、営業秘密の特殊性との関係で、この手続の必要性をどのように考えるか（注・秘密保持命令については、どのように考えるか）。